

狹山市議会議員政治倫理審査会記録（第5日）

- ◇開催日時 令和7年4月24日（木曜日）
- ◇開催場所 第1委員会室
- ◇付託事件 千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求

午後 1時01分開議

◇出席委員 8名

広 山 清 志 委 員 長

笹 本 英 輔 委 員

内 藤 光 雄 委 員

町 田 昌 弘 委 員

大 沢 えみ子 副委員長

田 中 寿 夫 委 員

福 田 正 委 員

金 子 広 和 委 員

◇欠席委員 な し

◇審査会に出席した委員外議員

千 葉 良 秋 議 員 (対象議員)

◇審査会に出席した事務局職員

中 島 由 夏 事務局次長

増 田 哲 也 事務局主査

小 川 啓 寿 事務局主幹

午後 1時01分開議

会議の公開・非公開について

審査会の公開・非公開について、本日の会議は公開するという事で諮った結果、異議なく、本日の会議は公開することに決定した。

なお、審査を進めていく中で、委員から非公開とすべきとの意見が出され、これに3分の2以上の同意があった場合には、その時点から非公開とすることもある。その場合、傍聴人には速やかに退場いただくことになる。

対象議員による弁明

弁 明

●千葉良秋議員 このたびは倫理審査会におきまして弁明の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

以降、着座にて失礼いたします。

今回、政治倫理審査会に出席することになりまして、これは私自身、深く自分自身を見詰め直す機会となりました。そういった機会もあったことを感謝申し上げます。

また、この審査会では、質問や記録などを振り返りましたが、私の説明と関係者の答弁で相違点がございましたので、まずそちらからお話させていただきたいと思います。

1つ目、議長への報告義務についてということでございますが、これは議長のほうからも答弁がありましたとおり、明確な取決めはございません。ただ、その中で、議長には副議長としての行動ですね、そういったことについては報告すべきものと認識しております。

2つ目として、8月24日の金子議員の事務所訪問の件でございます。

8月17日に横田氏から電話を受けて以降、議長とは何度となくお話をしておりますが、サピオの請願の修正案を8月21日、調査の方向方針案について、それは8月23日に議長宛てにメールでお伝えしているところでございます。

3つ目、最初に会った日についてということでございますが、横田氏が5月22日、我が家を訪ねてこられたということは、これは失念しておりまして、大変申し訳ありませんでした。後に、小祝さんと横田さんと私の3人で上島珈琲でお会いしたことも思い出しておりますので、この場でおわびして訂正させていただきます。

4番目ですね、副議長の名刺について。

請願の紹介議員という電話を8月17日に受けましたが、副議長の立場なので紹介議員にはなれないんですよということをお伝えいたしました。ただ、それ以降、副議長の名刺を渡した覚えはない

んですけども、ただ副議長ということで名刺を受け取ったということですので、これは私の記憶違いだったかと思います。この点についてもおわび申し上げたいと思います。

次に、新たな内容として確認を要する事項ということでございまして、西武団地の集会所で、これは市長、部長、それと前部長と会って、それまでのサピオ稲荷山の請願に対する一連の調査を行いました。以前のサピオの状況も把握している前部長にも同席していただきまして、従前のサピオのメンテナンス状況などを含めて調査を行ったものであります。時期としては、8月の下旬頃ではなかったかと思います。

9月10日は、委員会審査の翌日でありまして、調査全体の報告と採決に向けての報告のために、横田さんを含め2名の方においでいただいております。また、相談の結果を伝えられたということですけども、これ、調査はしておりますが、相談してはおりませんので、その結果をお伝えしたということにはなりません。

以上が、今回、後から不整合な部分についての追加の調査ということで、事務局から送られてきた文書に対しての答弁でございます。

次に、これまでの経過について弁明させていただきます。

今回のことを思い起こしますと、横田氏から紹介議員として連絡を受けた8月17日から、アンコンシャスバイアスに陥っていたということに気づかされました。私は、現在、東三ツ木に住んでおりますけれども、住まいを買い求めるときにお世話になったのも、家内の友人であった横田屋さんの紹介でございます。

また、当時、東三ツ木自治会の会長をしていた横田さんのお引き合わせで、自治会の活動にも参加させていただくようになりました。横田自治会長は、一生懸命地域のことを思って活動されていた方でいらっしゃいましたけれども、会長職の途中でお亡くなりになったこともあり、強く印象に残っております。

また、ソフトボールの仲間の横田さんや、里芋焼酎を造る際に茶葉の添加のアドバイスをいただいた横田園さんなど、横田さん一系とは数多くの関わりのある中、横田さんだからという思いから、アンコンシャスバイアスと言われる無意識のうちの偏見に陥っていたのではないかと思います。

今回の政治倫理審査会が開かれることになったのは、3名の議員から開催請求があったからにはかなりませんが、その根拠となっているものは、今の気持ちと題した令和6年9月14日付で横田利和氏から提出され、令和6年9月17日、狭山市議会受付の公文書として保存されておりますので、そのことについて弁明させていただきたいと思います。

まず初めに、星印の1つ目、私は結果的に千葉良秋さんにだまされたと思っていますが、だまされた自分がばかだったと思っています。なので、自分から騒ぎ立てる気持ちはありませんと記述されています。私は、請願を、当初、当然賛成するつもりで調査に入っておりますが、これはだますつもりなど毛頭なく、賛成するという立場の中で調査を開始しております。9月9日の文教厚生

委員会の審査日まで誠心誠意調査いたしました。

また、文教厚生委員会でサピオ稲荷山の施設老朽化状況ですね、その視察を行った際、建物の地下1階にある配管やプール設備、全館冷暖房の熱交換システムなど、また最上階の循環送風システムなどを見た際にも、改修やランニングコストに多大な影響を与える全館システムについては、サピオ稲荷山の心臓部であり、存続させる上で最も精査する必要がある設備であることを感じておりました。

そうした中で、サピオ稲荷山のプール存続についての請願であったことから、PFIのRO事業のVFM成立とプールの存続が両立できないかという思いが強く働きました。精査する中で、熱交換システムの基幹である排熱の利用、これは最も根幹的な部分だと思いますけれども、これは稲荷山環境センターの改修調査を待たなければならないわけで、令和7年度から調査のための予算がついたばかりでありまして、計画から実施設計を経て工事に至るには数年以上の期間を要するものと思われる。利用者減対策の小中学校のプール授業への利用についても、計画に見込まれていないことなどを考慮しますと、現在のPFI事業計画は、見直すにはサピオ稲荷山を数年以上にわたって閉鎖しなければならないこと、その間、さらに老朽化が進むというふうに考えられますので、膨大な再調査費用をかけてもサピオ稲荷山のPFI、RO事業のVFM成立が非常に困難であることを考えると、横田さんをはじめ、請願した皆様、それと市民全体の利益につながらないという判断をいたしました。

審査日のぎりぎりまで何とかならないかと考慮しておりましたが、ぎりぎりまで考えての決断であります。

星印の2つ目です。

千葉さんが請願に賛成すると言ったのは、当初は私の主張に賛同してくれて、後日になってぶれたのか、あるいは初めから私をだますつもりでうそを言ったのか、その真意は分かりませんと記述されています。横田氏の趣旨に賛同したということではなくて、横田氏が要望しているプールの存続とサピオ稲荷山の両立ができる、その可能性を必死の思いで調べておりました。PFI、RO事業の成立要件でありますVFMを見いだせないか、できる限り調査したものであり、だますとか、ぶれるとかということでは全くありません。

横田さんにPFI事業について詳細にご説明をしても、なかなかご理解いただくのは難しいかなという思いもありました。PFI、ROの事業が成立しなければ、サピオ稲荷山そのものがなくなってしまうということであり、そのような事態は絶対にあってはならないという思い、これが私の真意でございます。ご理解いただけなかったことは、非常に残念に思っております。

星印の3つ目、千葉さんの指導で、参考人としての発言原稿から執行部批判や追及は全て削除しました。それから、プール1点に絞るように言われたので、当日の発言もそれに徹しましたと記載されています。執行部への批判や追及は、請願とは別儀でありますので、審査委員の皆様の心証を

悪くしてしまうという思いから、そのようにアドバイスをさせていただきました。請願審査を有利に進めるために必要なことであると考え、批判しないようにということを進言いたしました。

星印の4つ目です。

私は、5月から100日余り、閉鎖反対の活動をしてきましたが、価値観の違いと言ってしまうばかりですが、権力に擦り寄っている一部の議員にうんざりして失望していますと記載されています。権力に擦り寄っている議員が誰なのかは分かりませんが、甚だ失礼な物言いであると感じております。執行部とぎりぎりまで議論を闘わせる中で、判断いたしました。執行部に擦り寄ることなく、議論を交わし、誠実に課題解決に向け努力をいたしました。

また、9月9日の審査日、委員会での審査日ですね、それ以降については、9月10日に横田氏、岩川氏両氏に議員控室においていただきまして、請願採択は期間的にも予算的にも困難である、不可能であるというようなことをお伝えさせていただき、調査の結果を基に説明させていただきました。不採択にせざるを得ないということを丁寧にお伝えしたつもりでございます。両氏にとっては大変残念な気持ちであったと思っています。幾ら丁寧に説明をしたとはいえ、残念だという気持ちを払拭できるものではありませんが、私が行った判断につきましては、請願者にとっても、市民全体にとっても、よい結果につながるものと確信しております。

次に、参考資料として提出された資料①について弁明させていただきます。

私から議長に送ったSNSの一部を切り取ったものとのことですけれども、どこから入手して、どういうルートで参考資料として上がってきたのか、これは分かりませんが、守秘義務に抵触しているのではないかとこの可能性があると感じました。

趣旨採択という採決の仕方があることを、横田氏に9月10日にお話させていただきました。ふだん聞き慣れない言葉で、何のことかお分かりにならないという様子でしたけれども、趣旨採択については、採択のような効果はなくて、不採択と同意義であるけれども、請願者の心情を十分理解できますよという議会独特の採決であることを伝え、心情を何とか酌み取らせていただき、趣旨採択になるようにしたいということを伝えました。

委員会採決までの間、趣旨採択としたいという旨を、採択に反対されている議員さん並びに文教厚生委員会の正副委員長にも相談いたしました。また、市長サイドからも連絡を受けて、市長室で議論を交わし、請願は採択することができないけれども、しかしながら、請願者の心情は議員として酌み取りたいこと、また議会にもその請願者の意思を酌み取ってほしいことを思っていることを伝えました。市長サイドには、そういった思いを伝えて、理解を得られたなと思っております。

しかしながら、委員会での趣旨採択の見通しが立たなかったこともありまして、請願者に、議会では心情も酌み取ってもらえないのかと、そういう残念な気持ちになってほしくないという思いから、委員会へ動議の提出は見送りました。その後も、本会議で趣旨採択の動議を出すのはどうかと、これは議長に相談させていただきましたが、議長からは、委員会の採決で不採択としたのだから、本

会議での動議提出は筋が通らないのではないかと、そういうアドバイスをいただき、納得できましたので、本会議でも動議の提出はいたしませんでした。

以上が、今回の政治倫理審査会への私からの弁明となります。今回の政治倫理審査会におきまして、委員の皆様をはじめ、関係各位に多大なご迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上げまして、弁明いたします。以上でございます。

内容についての確認

質 疑

なし

その他

○広山清志委員長 それでは、その他、次回以降の審査開催スケジュール等について、前回確認させていただきましたが、改めて確認させていただきたいと思います。

まず、次回第6回審査会については、5月9日午前9時から開催することとし、審査結果内容について、倫理規範に反する行為の存否について皆様からご意見を伺い、結論をまとめたいと思います。

なお、この第6回の意見聴取に当たり、委員の皆様にはこれまでの審査会を踏まえ、倫理規範に反する行為があったかどうか、そしてあったとすればどのような点か、もしくはなかったという話もありますので、なかったとすればどのような理由なのか、そして不明、分からないということもあると思いますので、そういうときはどのような理由で不明、分からないとするのか、その点を明確に発言いただければと思います。

次に、議長への報告内容である審査結果のまとめの作成につきましては、正副委員長で行い、5月23日金曜日午前9時から開催する第7回審査会において、委員の皆様はその内容を提示し、了承いただき、それをもって狭山市議会議員政治倫理審査委員会を終了と考えております。

以上、日程、繰り返しとなりますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○広山清志委員長 では、スケジュールとしては以上となります。

以上をもって本日の審査を終了し散会。午後 1時26分